



熊本県公報

第 1 1 7 8 7 号
平成 21 年 3 月 10 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (“) 1
- 道路の区域変更…………… (“) 2
- 熊本県知事の所轄に属する学校法人及び私立学校法第64条
第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類…………… (私学文書課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 3
- 地方卸売市場の廃止許可…………… (団体支援総室) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 5
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (“) 6

公 告

- 都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了
公告…………… (建築課) 6
- 都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了
公告…………… (“) 6
- 都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了
公告…………… (“) 6
- 地方卸売市場における卸売業務の廃止許可…………… (団体支援総室) 6
- 都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了
公告…………… (建築課) 7
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画・技術管理課) 7
- 水俣病総合対策医療事業等診療報酬明細書データ入力等事
務委託業務に係る一般競争入札…………… (水俣病保健課) 8

訓 令

- 熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令…………… (総務事務センター) 10

登 載 依 頼

- 熊本県立美術館協議会の会議の開催…………… (熊本県立美術館) 10
- 熊本県薬事審議会の開催…………… (薬務衛生課) 11
- 第133回熊本県都市計画審議会の開催…………… (都市計画課) 11

告 示

熊本県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成21年3月10日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成21年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 を 開 始 す る 区 間 | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|-------|-------|--|---------------|-----------|
| 主要地方道 | 高森波野線 | 阿蘇郡高森町大字尾下字西奥田 1324番2地先から 同所 1324番2地先まで | 18.0 | 20災 補道 |

2 供用を開始する期日 平成21年3月10日

熊本県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 3 月 1 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|---------|--|--------------|----------|
| 一般国道 | 2 1 2 号 | 阿蘇市山田字端辺 2 0 9 0 番 4 地先から 同所 2 0 9 0 番 7 0 3 地先まで | 203.0 | 緊道整 B |
| 主要地方道 | 天瀬阿蘇線 | 阿蘇市山田字端辺 2 0 9 0 番 4 地先から 同所 2 0 9 0 番 4 地先まで | 88.2 | |
| 主要地方道 | 阿蘇公園菊池線 | 阿蘇市山田字端辺 2 0 9 0 番 7 0 3 地先から 同所 2 0 9 0 番 7 0 3 地先まで | 173.0 | |

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 3 月 1 1 日

熊本県告示第 1 8 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 3 月 1 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|---------|--|----|-------------------|--------------|--------------|
| 一般国道 | 2 6 6 号 | 宇城市三角町中村字金桁 5 8 番 1 地先から 同町前越字小金桁 2 1 8 2 番 1 地先まで | 前 | 9.9 ～ 20.3 | 436.0 | 交安統 合 |
| | | | 後 | 14.5 ～ 57.9 | 436.0 | |
| | | 上天草市松島町合津字稲戸 4 7 0 5 番 1 地先から 同所 4 7 0 6 番 1 地先まで | 前 | 10.0 ～ 11.0 | 37.3 | やさ道 交 1 国 |
| | | | 後 | 10.5 ～ 11.2 | 37.3 | |
| 一般県道 | 清和砥用線 | 下益城郡美里町大字洞岳字阿芹場 2 9 2 6 番 4 地先から 同町大字洞岳字北受 2 7 0 9 番 3 地先まで | 前 | 6.0 ～ 11.2 | 22.5 | 1 9 災 補橋 |
| | | | 後 | 6.0 ～ 26.4 | 22.5 | |

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 3 月 1 0 日

熊本県告示第 1 8 4 号

私立学校法（昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号）第 2 6 条第 2 項の規定に基づき、熊本県私立学校審議会の意見を聴いて、熊本県知事の所轄に属する学校法人及び同法第 6 4 条第 4 項の法人の行うことのできる収益事業の種類（平成 1 2 年熊本県告示 7 9 9 号）の全部を次

のように改正し、告示の日から施行する。

平成 2 1 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事の所轄に属する学校法人及び私立学校法第 6 4 条第 4 項の法人の行うことのできる収益事業の種類
第 1 条 私立学校法第 2 6 条第 1 項の規定により熊本県知事の所轄に属する学校法人及び同法第 6 4 条第 4 項の法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 経営が投機的に行われるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条各項（第 2 項及び第 3 項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
 - (3) 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
 - (4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの
 - (5) 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
 - (6) その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの
- 第 2 条 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成 1 9 年総務省告示第 6 1 8 号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 情報通信業
- (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業
- (10) 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- (11) 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業（「遊技場」に関するものを除く。）
- (15) 教育、学習支援業
- (16) 医療、福祉
- (17) 複合サービス事業
- (18) サービス業（他に分類されないもの）

第 3 条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

熊本県告示第 1 8 5 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 1 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 中谷地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号までを順次結んだ線及び標柱 9 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|-------------|
| 1 | 山鹿市 | 鹿央町 | 仁王堂 | 上の原 3 5 7 |
| 2 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 3 5 4 |
| 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 3 4 7 - 2 |
| 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 3 2 5 |
| 5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 〃 |
| 6 | 〃 | 〃 | 〃 | 中 谷 3 1 0 |
| 7 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 2 8 2 |
| 8 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 2 7 9 - 2 |
| 9 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 2 6 9 - 3 |

2 本村 1 地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 7 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|-----|-------------|
| 1 | 山鹿市 | 鹿央町 | 霜 野 | 高 橋 | 1 4 2 9 |
| 2 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 4 1 7 |
| 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 4 1 3 |
| 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 3 1 3 |
| 5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 4 1 0 |
| 6 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 4 0 1 |
| 7 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 3 9 9 - 1 |

- 3 西屋敷地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 0 号までを順次結んだ線及び標柱 1 0 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|-----|-------------|
| 1 | 山鹿市 | 鹿央町 | 千 田 | 西屋敷 | 3 1 0 0 - 1 |
| 2 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 0 9 3 - 1 |
| 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 男 山 | 3 2 4 5 |
| 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 0 9 1 - 3 |
| 5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 6 | 〃 | 〃 | 〃 | 西屋敷 | 3 0 9 0 - 1 |
| 7 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 0 9 3 - 2 |
| 8 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 0 9 8 |
| 9 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 1 0 1 |
| 1 0 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

- 4 桑鶴 B 地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 7 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|-----|-------------|
| 1 | 山鹿市 | 鹿央町 | 岩 原 | 桑 鶴 | 5 1 8 0 - 1 |
| 2 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 5 1 7 7 |
| 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 5 1 6 6 - 1 |
| 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 5 1 7 2 - 1 |
| 6 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 5 1 8 5 |
| 7 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 5 1 8 4 - 1 |

- 5 坂田 2 地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号までを順次結んだ線及び標柱 9 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|-----|---------------------|
| 1 | 山鹿市 | | 坂 田 | 厄 神 | 2 2 0 3 |
| 2 | 〃 | | 〃 | 〃 | 2 2 0 6 - 1 |
| 3 | 〃 | | 〃 | 〃 | 2 2 1 2 - 2 地先 (道路) |
| 4 | 〃 | | 〃 | 本 村 | 2 2 1 5 - 3 地先 (道路) |
| 5 | 〃 | | 〃 | 〃 | 2 3 1 4 - 1 地先 (道路) |
| 6 | 〃 | | 〃 | 〃 | 2 3 1 5 - 2 |
| 7 | 〃 | | 〃 | 〃 | 2 2 2 0 - 1 |
| 8 | 〃 | | 〃 | 〃 | 2 2 1 0 |
| 9 | 〃 | | 〃 | 〃 | 〃 |

- 6 尾園地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 0 号までを順次結んだ線及び標柱 1 0 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|------|-----------------|
| 1 | 阿蘇郡 | 小国町 | 宮 原 | 天神ノ上 | 3 5 6 4 |
| 2 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 5 7 0 |
| 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 5 7 0 地先 (道路) |

| | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---------------------|
| 5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 6 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 5 5 7 - 3 |
| 7 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 8 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 5 5 7 - 3 地先 (水路) |
| 9 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 5 6 2 - 1 |
| 1 0 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 5 6 4 地先 (水路) |

7 三坂地区急傾斜地崩壊危険区域 (追加指定)

次に掲げる土地に存する標柱 7 号から標柱 1 4 号までを順次結んだ線及び標柱 1 4 号と標柱 7 号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに次に掲げる土地に存する標柱 1 5 号から標柱 2 1 号までを順次結んだ線及び標柱 2 1 号と標柱 1 5 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| 7 | 八代市 | 坂本町 | 中津道 | 中 尾 | 1 0 6 7 |
| 8 | 〃 | 〃 | 〃 | 三坂山 | 1 6 9 6 - 1 |
| 9 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 7 0 6 |
| 1 0 | 〃 | 〃 | 〃 | 柴 折 | 9 7 8 |
| 1 1 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 9 7 7 地先 (里道) |
| 1 2 | 〃 | 〃 | 〃 | 中 尾 | 1 0 1 2 地先 (里道) |
| 1 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 5 |
| 1 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 5 3 |
| 1 5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 2 3 - 1 |
| 1 6 | 〃 | 〃 | 鎌 瀬 | 和 田 | 3 3 9 - 4 |
| 1 7 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 6 8 地先 (市道) |
| 1 8 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 5 7 |
| 1 9 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 4 9 |
| 2 0 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 4 0 |
| 2 1 | 〃 | 〃 | 〃 | 鎌瀬山 | 3 2 6 2 |

熊本県告示第 1 8 6 号

卸売市場法 (昭和 4 6 年法律第 3 5 号) 第 6 0 条の規定により次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、熊本県卸売市場条例 (昭和 4 6 年熊本県条例第 6 7 号) 第 3 7 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場株式会社山鹿魚市場
山鹿市山鹿 3 2 3 番地
- 2 廃止許可年月日
平成 2 1 年 2 月 2 7 日

熊本県告示第 1 8 7 号

森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 1 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町鮎婦ほ字殿迫口 2 7 3 1 番 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字殿迫口 2 7 3 1 番 1 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第188号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成21年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県八代市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八代市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
八代市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八代市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第109号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成21年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字惣領字越川付860番9及び同860番8の一部
2, 296.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社デイリーヤマザキ

熊本県公告第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成21年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字三町五反2000番2160の一部
421.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市清水新地七丁目2番15号-302号
中山 克哉

熊本県公告第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成21年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字二本松2745番2の一部
2, 022.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町光の森六丁目19番地5
有限会社大輝不動産

熊本県公告第112号

熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第20条第2項の規定により次

のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第 37 条の規定により公示する。

平成 21 年 3 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 卸売業者の名称及び所在地
株式会社山鹿魚市場
山鹿市山鹿 3 2 3 番地
- 2 卸売業務を行っていた地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場株式会社山鹿魚市場
山鹿市山鹿 3 2 3 番地

熊本県公告第 1 1 3 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 21 年 3 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字辻原 3 8 5 0 番 2 6 の一部
4 5 9 . 8 0 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都立川市栄町三丁目 3 5 番地 6
谷中 忠男

熊本県公告第 1 1 4 号

菊池郡大津町に事務所を置く迫井手土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 21 年 3 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|--------|-----------------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 中尾 澄夫 | 菊池郡大津町大字岩坂 7 9 0 番地 |
| 理事 | 光永 憲夫 | 菊池郡大津町大字岩坂 1 2 9 番地 |
| 理事 | 中村 憲一 | 菊池郡大津町大字岩坂 1 7 3 番地 1 |
| 理事 | 埋田 広教 | 菊池郡大津町大字岩坂 1 7 0 番地 |
| 理事 | 藤本 一彦 | 菊池郡大津町大字岩坂 6 2 7 番地 |
| 理事 | 野口 尊明 | 菊池郡大津町大字岩坂 5 6 8 番地 |
| 理事 | 大塚 由充 | 菊池郡大津町大字岩坂 4 0 8 番地 |
| 理事 | 西本 耕起 | 菊池郡大津町大字岩坂 1 3 7 9 番地 |
| 理事 | 中村 良一 | 菊池郡大津町大字中島 6 8 番地 |
| 理事 | 村上 秀隆 | 菊池郡大津町大字中島 8 3 番地 1 |
| 理事 | 宮本 修 | 菊池郡大津町大字中島 4 9 番地 |
| 理事 | 中尾 精一 | 菊池郡大津町大字中島 9 7 番地 |
| 理事 | 東 公 | 菊池郡大津町大字中島 2 5 番地 |
| 監事 | 中尾 一男 | 菊池郡大津町大字岩坂 6 6 3 番地 |
| 監事 | 山本 豊秋 | 菊池郡大津町大字岩坂 5 4 0 番地 |
| 監事 | 合志 辰章 | 菊池郡大津町大字中島 3 7 番地 |
| 監事 | 中村 和彦 | 菊池郡大津町大字中島 1 7 1 番地 |
| 就任 | | |
| 理事 | 志賀 敏男 | 菊池郡大津町大字岩坂 8 0 0 番地 |
| 理事 | 江藤 政孝 | 菊池郡大津町大字岩坂 7 6 8 番地 |
| 理事 | 中尾 誠志 | 菊池郡大津町大字岩坂 3 1 5 番地 |
| 理事 | 渡辺 守行 | 菊池郡大津町大字岩坂 6 1 9 番地 |
| 理事 | 中村 憲一 | 菊池郡大津町大字岩坂 1 7 3 番地 1 |
| 理事 | 東家 直樹 | 菊池郡大津町大字岩坂 5 5 7 番地 |
| 理事 | 西村 富貴子 | 菊池郡大津町大字岩坂 5 0 5 番地 |

| | | |
|----|-------|-----------------------|
| 理事 | 山本 武敏 | 菊池郡大津町大字岩坂 1 3 2 7 番地 |
| 理事 | 村上 恵一 | 菊池郡大津町大字中島 8 8 番地 |
| 理事 | 宮本 修 | 菊池郡大津町大字中島 4 9 番地 |
| 理事 | 合志 和典 | 菊池郡大津町大字中島 5 3 番地 |
| 理事 | 村上 幸秀 | 菊池郡大津町大字中島 1 7 番地 |
| 理事 | 荒木 博文 | 菊池郡大津町大字中島 1 8 0 番地 |
| 監事 | 光永 徹 | 菊池郡大津町大字岩坂 9 9 番地 |
| 監事 | 山本 精喜 | 菊池郡大津町大字岩坂 5 7 1 番地 |
| 監事 | 芳崎 優次 | 菊池郡大津町大字中島 7 7 番地 |
| 監事 | 村上 孝則 | 菊池郡大津町大字中島 2 4 番地 |

熊本県公告第 1 1 5 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 2 1 年 3 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
水俣病総合対策医療事業等診療報酬明細書データ入力等事務委託業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、水俣病総合対策医療事業等診療報酬明細書データ入力等事務委託業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、小数点第 3 位以下の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 5 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 1 4 年熊本県告示第 8 1 1 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 熊本県内に本店又は支店（営業所等を含む。）があり、担当技術者が常駐していること。
- (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
- (7) 平成 2 0 年度を含む過去 3 年間に、診療報酬明細書に係るデータ入力及び点検等の業務を受託した実績があること。
- (8) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
 - ア 熊本県の休日（平成元年熊本県条例第 1 0 号）に規定する休日（以下「県の休日」という。）以外の日に、1 日に 2 回（午前 1 1 時及び午後 4 時）、熊本県環境生活部水俣病保健課、水俣病審査課（県庁行政棟新館 5 階）及び熊本県地域振興部情報企画課（県庁行政棟新館 9 階）において、受注及び納品をすることができること。
 - イ アの日時以外でも、県が業務上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時にアに記載する場所において、受注又は納品をすることができること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成21年3月10日(火)から平成21年3月13日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
(1) 提出期間
平成21年3月10日(火)から平成21年3月19日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
(2) 申請書の入手先及び提出場所
5に記載のとおり
(3) 提出方法
5に記載する場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出する。
(4) 競争入札参加資格確認結果の通知
競争入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県環境生活部水保病保健課(県庁行政棟新館5階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 7386 ダイヤルイン 096-333-2282
- 6 入札手続等
(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成21年3月10日(火)から平成21年3月19日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
(3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成21年3月24日(火)午後2時から
イ 場所
熊本県庁行政棟新館802会議室(県庁行政棟新館8階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 3725
(4) 入札書の提出方法
(3)記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
(2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
(3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 競争入札参加資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入

- 札 記名押印を欠く入札
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ク 札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札
- ク 執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
 - 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準価格を設けているため、その基準価格を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
 - 無
- (6) 契約書作成の要否
 - ア 契約書作成の要否
 - イ 契約の締結期限
 - 落札者決定の日から 7 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期間
 - 落札者決定の日から 3 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とすき履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これ履れ項をすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

訓 令

熊本県訓令第 1 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 21 年 3 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令
熊本県職員被服類貸与規程（昭和 38 年熊本県訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「き損（亡失）届」を「被服類き損（亡失）届」に改める。
別記第 1 号様式から別記第 4 号様式まで中「殿」を「様」に改める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 3 月 10 日から施行する。

登載依頼

熊本県立美術館協議会公告第 1 号

熊本県立美術館協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 21 年 3 月 10 日

熊本県立美術館協議会

- 平成 2 1 年 3 月 1 7 日 (火)
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 場所
熊本市二の丸 2 番
熊本県立美術館本館 事務棟 2 階会議室
 - 3 議事内容
(1) 平成 2 0 年度事業報告について
(2) 平成 2 1 年度事業計画について
(3) 今後の美術館運営のあり方について
(4) その他
 - 4 傍聴者の定員
1 0 人
 - 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - 6 問合せ先
熊本市二の丸 2 番
熊本県立美術館協議会事務局 (熊本県立美術館学芸課)
(電話 0 9 6 - 3 5 2 - 2 1 1 1)

熊本県薬事審議会公告第 1 号

熊本県薬事審議会の会議を次のとおり開催します。

平成 2 1 年 3 月 1 0 日

熊本県薬事審議会長

- 1 開催日時
平成 2 1 年 3 月 1 8 日
午後 3 時 3 0 分から午後 5 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題 (報告事項のみ)
(1) 改正薬事法の施行について
(2) 献血者確保対策の推進について
(3) 医薬品等の安全確保対策について
(4) 麻薬・向精神薬の取扱並びに薬物乱用防止対策の推進について
(5) 後発医薬品の安心使用等について
- 4 傍聴者の定員 1 0 名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県薬事審議会事務局 (熊本県健康福祉部薬務衛生課薬事班)
電話 0 9 6 - 3 8 3 - 1 1 1 1 (内線 7 1 6 4)

熊本県都市計画審議会公告第 3 号

第 1 3 3 回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成 2 1 年 3 月 1 0 日

熊本県都市計画審議会
会長 両 角 光 男

- 1 開催日時
平成 2 1 年 3 月 2 4 日 (火)
午後 1 時 3 0 分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 2 階 多目的 A V 会議室
- 3 案件
【審議】
(1) 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件
【熊本県都市計画区域 (合志市) : 木くず破碎施設】
(2) 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件
【荒尾都市計画区域 (荒尾市) : 廃プラスチック類、木くず及びがれき類破碎施設】

- (3) 熊本市計画区域区分の変更の件
 - (4) 熊本市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更の件
 - (5) 宇土都市計画道路の変更の件（大臣同意有り）
【宇土都市計画区域（宇土市）：水町大曲線】
 - (6) 宇土都市計画道路の変更の件（大臣同意無し）
【宇土都市計画区域（宇土市）：高柳境目線ほか 2 路線】
- 4 傍聴者の定員
20 名
- 5 傍聴手続
- (1) 審議会の傍聴を希望される方は、受付時間内に受付において整理券を配布します。
 - (2) 受付時間は、審議会開会の 1 時間前から 10 分前までとします。
 - (3) (1) において配布した整理券を持って、午後 1 時 20 分に受付に集合してください。
 - (4) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
 - (5) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を意思表示することはできません。
 - (2) はり紙、旗、プラカードの提出、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
 - (3) 会場内での飲食はできません。
 - (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等はありません。
 - (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
 - (6) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
- ※ 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- ※ 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 非公開の案件
今回の審議会では「3 案件」のうち、【審議】(1) から (3) については、「審議会等の会議の公開に関する指針第 3 公開の基準」ア又はイに該当するため非公開とし、傍聴はできません。
他の案件については、公開としますが、公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第 3 公開の基準に該当する場合には、あらかじめ公開非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により公開、非公開の別を決定することとしています。
- 8 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部都市計画課計画調整係）
（電話 096-333-2520（直通））